

重大な消防法令違反建物をホームページで公表します。

【違反対象物公表制度】

建物を利用しようとする方がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、消防署が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。

運用開始
2020年4月1日～

公表の対象となる建物

遊技場、飲食店、物品販売店、ホテル、旅館などの不特定多数の方が利用する建物や病院、保育園、社会福祉施設などのひとりで避難することが難しい方が利用する建物（特定防火対象物）

公表の対象となる違反

消防法で建物に設置が義務付けられている「屋内消火栓設備」「スプリンクラー設備」「自動火災報知設備」のいずれかが全く設置されていない重大な消防法令違反



公表の方法・内容

飯田広域消防本部のホームページで「建物の名称」「建物の所在地」「違反の内容」を公表します。

建物関係者の方々へ

あなたが所有（管理、占有）する建物で右記のようなことを行う場合、新たに消防用設備等の設置が必要となることがありますので、事前にお近くの消防署までご相談ください。

- 飲食店、物品販売店、社会福祉施設などの新規入居
- 増築、改築、隣接建物との接続工事
- 窓や扉などの開口部の閉鎖・変更工事

お問い合わせ先

■飯田広域消防本部予防課 0265-23-6002

■飯田消防署 0265-22-0119

■高森消防署 0265-35-0119

■伊賀良消防署 0265-25-0119

■阿南消防署 0260-22-3344